

給食施設の分類

区分	該当施設	条件
学校 (公立・私立)	公立学校・公立幼稚園 私立学校・私立幼稚園 幼稚園型認定こども園 各種学校等	学校教育法第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校、学校給食法第 6 条に規定する学校給食共同調理場 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する幼稚園型認定こども園
病院	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター・老人福祉センター・軽費老人ホーム・養護老人ホーム・有料老人ホーム等	老人福祉法第 5 条の 3 に規定する施設等
児童福祉施設	保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育所・地域型保育事業等	児童福祉法第 7 条に規定する施設及び社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する保育所型認定こども園等
社会福祉施設	救護施設・婦人保護施設・障害者支援施設 等	生活保護法第 38 条、身体障害者福祉法第 5 条第 1 項及び売春防止法第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表 1 に規定する事業所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）並びに少年院法第 4 条に規定する少年院並びに少年鑑別所法第 3 条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を提供している施設
その他	上記に含まれない施設	上記のどれにも含まれない施設